

# 職員等による公益通報（内部通報）制度の概要について

職員等は、通報対象事実がある場合は、通報相談窓口へ通報を行うことができます。通報を受けた場合は、通報者の秘密を守りながら、調査を行い、必要に応じて是正措置を行うとともに、調査結果等を通報者に通知します。

## <目的>

公益通報者保護法の趣旨に鑑み、職員等からの通報を適切に処理するための事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに法令遵守を推進し、もって公正な市政の運営に資することを目的とします。

## ◆通報者（職員等）の範囲

- ① 一般職の職員（会計年度任用職員を含む）及び非常勤嘱託員
- ② 派遣労働者、本市との間の請負契約等に基づき事業を行う者、指定管理者の役員及び従業員
- ③ ①、②のほか、過去1年以内に雇用・契約関係にあった退職者（役員を除く）

## ◆公益通報の対象となる事実

本市の事務事業に関する次の事実です。

- ① 法令（条例・規則等含む）に違反し、又は違反するおそれがある事実
- ② 人の生命等に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれがある事実
- ③ ①、②のほか、公益を害し、又は害するおそれがある事実

## ◆公益通報の処理の流れ

裏面「処理の流れ」のとおり。

## ◆通報者の保護

- ① 通報者が特定されないよう十分配慮します。
- ② 通報者は通報又は相談をしたことを理由にいかなる不利益な取扱いも受けません。
- ③ 通報者が通報によって不利益な取扱いを受けたり、受けるおそれがあるときは、遅滞なく改善又は防止のための必要な措置を講じます。

## ◆通報相談窓口

### ①総務部総務課

（総務課に関する事案の場合は、総務部長）

※ 市長部局以外の事案についても、総務課が受け付けます。

### ②外部通報窓口（外部の弁護士）

通報者との連絡調整等を外部の弁護士を通じて行うものです。

※ 「職員等による公益通報票」により、原則として実名で通報してください。

※ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で通報を行ってははいけません。

＜職員等からの通報案件にかかる処理の流れ＞

